

## 山形県船舶安全対策協議会 酒田港津波・台風等対策部会細則

第1 本部会は、山形県船舶安全対策協議会 酒田港津波・台風等対策部会(以下「酒田港部会」という。)と称する。

第2 酒田港部会は、酒田港における津波、台風又は発達した低気圧等による船舶の安全対策等を協議する。

第3 酒田港部会は、前項の目的を達成するため次の業務を行う。

- (1) 津波による船舶安全対策に関すること。
- (2) 台風又は発達した低気圧による船舶安全対策に関すること。
- (3) (1)及び(2)のほか、異常な気象又は海象による船舶安全対策に関すること。
- (4) その他、目的を達成するため必要な事項に関すること。

第4 酒田港部会は、別表の関係機関・団体をもって組織する。

第5 酒田港部会に、部会長を置く。

- 2 部会長は、酒田海上保安部交通課長を充てる。
- 3 部会長は、必要に応じてオブザーバーを出席させることができる。

第6 酒田港部会は、毎年1回(5月)定例部会を開催するほか、必要に応じて部会長が召集する。

第7 この細則に定めるもののほか、酒田港部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

### 附 則

この細則は、平成22年6月24日から施行する。

この細則は、令和5年3月1日から施行する。

## 山形県船舶安全対策協議会 酒田港津波・台風等対策部会

機 関 ・ 団 体 名 称	役 職 名 等	備 考
酒田海上保安部	交通課長	部会長
山形運輸支局	次長	
酒田港湾事務所	保全課長	
山形地方气象台	防災管理官	
山形県庄内総合支庁	総務企画部総務課防災安全室長	
	産業経済部水産振興課長	
山形県港湾事務所	港湾整備主幹	
山形県酒田警察署	地域課長	
酒田市	総務部危機管理課長	
	市民部定期航路事業所長	
酒田地区広域行政組合消防本部	警防主幹	
酒田小型船舶安全協会	副会長	
山形県漁業協同組合	指導課長	
酒田水先区水先人会	副会長	
山形県港湾空港建設協会	副会長	
酒田港安全衛生協議会	会長	
酒田共同火力発電株式会社	管理部業務運営グループ課長	
サミット酒田パワー株式会社	業務部部長代理	
鳥海南バイオマスパワー株式会社	取締役発電所長	
酒田石油基地協議会	会長	
全国漁業協同組合連合会酒田油槽所	所長	
酒田曳船株式会社	海務監督	
酒田海陸運送株式会社	港運営業課長	
日本通運株式会社 酒田支店	海運営業所長	